

関 係 各 位

懲戒処分への差し止め等を求める仮処分命令
申し立て却下を受けて
～お詫びとご報告～

2023年（令和5年）12月6日

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
理事長 高 田 英 一

1 はじめに

昨年10月9日、「さんさん山城」の職員2名による利用者Aさんに対する虐待事件（以下「本件」といいます）が発生しました。

本件について、当法人は、本年5月、心理的虐待及び放棄と認定し、職員2名に対し、再発防止を求めました。

これに対し、職員2名は、法人を相手として、本年6月、京都地方裁判所に対し、虐待の事実はない等と主張し、懲戒処分への差し止め等を求める仮処分命令申立てをしました。

京都地方裁判所は、本年12月4日、上記仮処分命令申立事件について、決定をしました。

決定の内容は、職員2名による利用者に対する虐待を認定し、職員2名の申立について理由がないとしてすべて却下する、というものでした。

当法人の主張が司法の場において全面的に認められました。

仮処分決定を受け、当法人は、「さんさん山城」を運営する者として、あらためて、虐待を受けた利用者Aさん及び関係者に対し、多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

2 虐待行為は、証拠上明白であること

職員2名は虐待の事実を否認しておられます。

しかしながら、虐待行為があったことは証拠上明白であり、仮処分決定でも認定されました。

職員2名におかれては、「さんさん山城」を愛するのであれば、早期に虐待の事実を認め、真摯に反省していただくよう希望致します。

3 職員2名は、利用者、職員及び市民を情報操作していること

当法人は、これまで、事案の性質及び関係者のプライバシーに対する配慮から、本件について詳しい説明を控えてまいりました。

その間に、職員2名は、利用者や職員に対し、本件について、職員2名の問題であるにもかかわらず、あたかも「さんさん山城」の問題であるかのように、問題をすり替え歪曲してきました。

また、職員2名は、市民の皆さま方に対し、署名など職員2名への支援を呼びかけるに際し、利用者Aさんの金銭トラブルについて、2021年6月に判明し全額返金し解決済みであるにもかかわらず、あたかも2022年10月に発生したかのように、事実と異なる説明をし情報を操作しています。

4 お願い

職員2名は、当法人を被告として、本年10月、京都地方裁判所に対し、懲戒処分差止等請求の本案訴訟を提起し、11月16日に第1回口頭弁論期日が開催されました。

当法人は、本案訴訟を通じて、真実を明らかにし、職員2名の主張に理由がないことを証明していく所存です。

そして、今後、本件について検証を重ね、二度と虐待が再発することのないよう防止策に取り組んでまいります。

利用者、職員及び市民の皆さま方におかれましては、職員2名による情報操作に惑わされることなく、証拠により証明された事実や司法の判断に基づいて、公正にご判断していただきますようお願い申し上げます。

以 上